

## 被災家屋等撤去工事及び廃棄物運搬業務委託概要

1. 委託名 被災家屋等撤去工事及び廃棄物運搬業務委託 (NO.30,31)

2. 委託箇所 熱海市伊豆山字倉沢 地内

3. 解体規模（解体対象）概要

建 築 物	棟 NO	30	31
	構造	木造	木造
	階数	2 階地下 1 階	2 階地下 1 階
	延べ床面積	279.16 m <sup>2</sup>	91.24 m <sup>2</sup>
その 他	家屋流出	家屋流出	
	※地下部一部残存	※地下部残存	
	基礎対象	基礎対象	

4. 廃棄物運搬業務概要

1) 搬出場所 熱海市熱海字笹尻 1804-70 外 笹尻災害廃棄物仮置場

2) 搬出手順

- (1) 解体廃棄物は可能な限り分別し、車両に積込を行う。
- (2) 熱海市エコ・プラント姫の沢にて計量し災害廃棄物仮置場に搬出する。
- (3) 搬出後、熱海市エコ・プラント姫の沢にて空車の計量を行う。

5. その他

- 1) 解体工事後、建物取壊証明書を作成すること。
- 2) アスベストが含まれていることが判明した場合は、委託者・受託者協議にて対応することとする。
- 3) 建物及び基礎解体時において、法面や石垣、周辺道路等の支えとなっている場合は、委託者・受託者協議において残地することとする。
- 4) 本委託業務については「災害廃棄物処理事業」として執行されるものであり、「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて(環循適発第 22040117 号令和 4 年 4 月 1 日付)」にて明記されているものが対象であり、被災家屋以外に係る外構、駐車場、樹木、浄化槽等は原則対象外（基礎等の解体に伴い同時に解体しなければならないものを除く）とする。
- 5) 本概要書に明記無き事項について疑義が生じた場合、委託者・受託者協議にて対応することとする。